

# 家庭の省エネアドバイザー遵守規程

## (目的)

第1条 この規程は、家庭の省エネサポート制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく省エネアドバイザー（以下「省エネアドバイザー」という。）が実施する各家庭への効果的な省エネルギー・節電等の手法の提案・助言及びアンケート・訪問による省エネ診断（以下「省エネアドバイス等」という。）において、遵守すべき事項を定めることにより、省エネアドバイス等の適正性及び公正性に対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、家庭の省エネサポート制度の信頼確保を目的とする。

## (倫理行動)

第2条 省エネアドバイザーは、長野県（以下「県」という。）における家庭の地球温暖化対策を推進し、省エネアドバイス等に係る倫理の保持を図るため、(1)から(4)までの事項を遵守して行動しなければならない。

- (1) 省エネアドバイザーは、省エネアドバイス等を受ける家庭（以下「依頼者」という。）に対して、省エネアドバイス等の適正、公平性及び中立性を保つために必要な情報を開示し、専門家として活動するよう努めなければならない。
- (2) 省エネアドバイザーは、省エネアドバイス等において知り得た依頼者の秘密を守り、節度ある行動をしなければならない。
- (3) 省エネアドバイザーは、その立場を濫用し、また、虚偽、誤解を招くような行為等により、特定の業務についての情報提供や勧誘活動をしてはならない。
- (4) 省エネアドバイザーの業務は、自己及び実施要綱に基づく家庭の省エネサポート事業者である者（以下「監督者」という。）の責任において省エネアドバイス等を実施していることを自覚するとともに、監督者の指示の下に省エネアドバイスを遂行し、かつ、依頼者に対してもその旨を適切に伝えること。

## (情報の管理)

第3条 省エネアドバイザーが収集する情報は、省エネアドバイス等に必要な最小限度のものとし、その情報は省エネアドバイス等以外の使用を禁止するとともに、保有の必要のない情報は、速やかに消去し、それらの文書は破棄しなければならない。

- 2 省エネアドバイザーが省エネアドバイス等で取り扱う個人情報、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護に努めること。
- 3 省エネアドバイザーは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 第1項から第3項の規定は、省エネアドバイザーの登録に係る効力を失った後、又は取消しの処分後においても、同様とする。

## (信用失墜行為の禁止)

第4条 省エネアドバイザーは、その監督者、他の省エネアドバイザーや要綱に基づく他の省エネサポート事業者、県及び長野県地球温暖化防止活動推進センターの信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(依頼者との関係における禁止事項)

第5条 省エネアドバイザーは、依頼者に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 情報の提供（家屋内への立ち入りを含む。）を強要すること。
- (2) 特定の家電製品等について購入を働きかけるなどの勧誘行為や営利活動を行うこと（依頼者からの個別の依頼や相談による場合を除く。）。
- (3) 政治活動、宗教活動、その他省エネアドバイザー等と関わりのない行為を行うこと。
- (4) その他依頼者の意に反する行為を行うこと。

(金品等授受の禁止)

第6条 省エネアドバイザーは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 依頼者から診断料（テキスト代その他を含む。）や参加費など費用を徴収すること。
  - (2) 依頼者から贈答品、金銭及び物品を受けること。
  - (3) 依頼者に対し、贈答品、金銭及び物品（監督者が広く一般に配布するための記念品を除く。）を提供すること。
  - (4) 依頼者と飲食を共にすること（依頼者を訪問した時に、依頼者から提供される茶菓の提供を受けることを除く。）。
- 2 県は、省エネアドバイザーが第1項の規定に反し、依頼者から不当な利益を得た場合は、その返還を命じることができる。